

鳥取県障害者自立支援法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成25年 3月29日

鳥取県知事 平 井 伸 治

## 鳥取県規則第42号

鳥取県障害者自立支援法施行細則の一部を改正する規則

第1条 鳥取県障害者自立支援法施行細則（平成18年鳥取県規則第22号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線及び太枠で示すように改正する。

改正後	改正前
<p><u>鳥取県障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行細則</u></p> <p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規則は、<u>障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律</u>（平成17年法律第123号。以下「法」という。）、<u>障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令</u>（平成18年政令第10号。以下「政令」という。）及び<u>障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則</u>（平成18年厚生労働省令第19号。以下「省令」という。）の施行に関し、<u>鳥取県障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行条例</u>（平成18年鳥取県条例第9号）<u>その他の条例</u>に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(自立支援医療費の支給認定の申請等)</p> <p>第5条 法第53条第1項又は第56条第1項の規定による申請は、様式第5号による申請書を提出してしなければならない。</p> <p>2 前項の申請書には、様式第7号による診断書を添付するものとする。</p> <p>第7条 <u>削除</u></p>	<p><u>鳥取県障害者自立支援法施行細則</u></p> <p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規則は、<u>障害者自立支援法</u>（平成17年法律第123号。以下「法」という。）、<u>障害者自立支援法施行令</u>（平成18年政令第10号。以下「政令」という。）及び<u>障害者自立支援法施行規則</u>（平成18年厚生労働省令第19号。以下「省令」という。）の施行に関し、<u>鳥取県障害者自立支援法施行条例</u>（平成18年鳥取県条例第9号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(自立支援医療費の支給認定の申請)</p> <p>第5条 法第53条第1項の規定による申請は、様式第5号による申請書を提出してしなければならない。</p> <p>2 前項の申請書には、<u>政令第1条第1号に規定する育成医療</u>（以下「育成医療」という。）<u>にあつては様式第6号による意見書を、同条第3号に規定する精神通院医療</u>（以下「精神通院医療」という。）<u>にあつては様式第7号による診断書を添付するものとする。</u></p> <p>(自立支援医療費の支給認定に係る変更の申請)</p> <p>第7条 <u>法第56条第1項の規定による申請は、様式第5号による申請書を提出してしなければならない。</u></p> <p><u>2 前項の申請書には、育成医療にあつては様式第6</u></p>

様式第5号（第5条関係）

自立支援医療（精神通院医療）支給認定申請書  
（新規・再認定・変更） ※1

年 月 日

職 氏 名 様

申請者氏名

㊞

次のとおり、自立支援医療費の支給を申請します。

略	
精神障害者保健福祉手帳	
略	
受給者番号 ※5	

注

1 ※1の欄は、新規・再認定・変更（自己負担限度額及び指定医療機関の変更認定の申請の場合）のいずれかに○を付けること。

2 略

3 ※3及び※4の欄は、該当する区分に○を付けること。

4 略

5 略

添付書類

1 診断書（様式第7号）

2～4 略

…ここから下の欄には記載しないでください。…

号による意見書を、精神通院医療にあつては様式第7号による診断書を添付するものとする。

様式第5号（第5条、第7条関係）

自立支援医療（育成医療・精神通院医療）支給認定申請書（新規・再認定・変更） ※1

年 月 日

職 氏 名 様

申請者氏名

㊞

次のとおり、自立支援医療費の支給を申請します。

略			
身体障害者手帳番号		精神障害者保健福祉手帳	
略			
受給者番号 ※5			
医療の具体的方針 ※6			

注

1 ※1の欄は、該当する医療の種類及び新規・再認定・変更（自己負担限度額及び指定医療機関の変更認定の申請の場合）のいずれかに○を付けること。

2 略

3 ※3及び※4の欄は、育成医療に係るものにあつては記載しないこと。また、精神通院医療に係るものにあつては、該当する区分に○を付けること。

4 略

5 ※6の欄は、変更の場合に記載すること。

6 略

添付書類

1 医師の意見書又は診断書

2～4 略

5 自立支援医療（育成医療）意見書（様式第6号）（育成医療に係る支給認定申請の場合に限る。）

6 診断書（様式第7号）（精神通院医療に係る支給認定申請の場合に限る。）

…ここから下の欄には記載しないでください。…

行政庁記入欄

略

様式第7号（第5条関係）

診断書（精神通院医療費公費負担用）

略

⑦ 現在の障害福祉サービス等の利用状況  
 （障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に規定する障害福祉サービス等の内容、保健師等の自宅訪問による生活指導等の状況等）

略

「重度かつ継続」に関する意見

略

上記⑥の場合のみ次の欄に記載すること。

略

略

注 略

様式第8号（第6条関係）

自立支援医療受給者証（精神通院医療）

略

負担上限月額	月額	円

略

	更新手続期間	診断書の提出
次回更新について		

行政庁記入欄

略

様式第7号（第5条関係）

診断書（精神通院医療費公費負担用）

略

⑦ 現在の障害福祉サービス等の利用状況  
 （障害者自立支援法に規定する自立訓練（生活訓練）、共同生活援助（グループホーム）、共同生活介護（ケアホーム）、居宅介護（ホームヘルプ）、その他の障害福祉サービス等、訪問指導等）

略

「重度かつ継続」に関する意見

略

上記⑥の場合のみ次の欄に記載すること。

略

略

注 略

様式第8号（第6条関係）

自立支援医療受給者証（育成医療・精神通院医療）

略

※1 公費負担の対象となる障害		※1 特定疾病療養受給者証	有・無
※1 医療の具体的方針			
負担上限月額	月額	円	

略

※2	更新手続期間	診断書の提出
次回更新について		

注

1 ※1の欄は、育成医療の場合に記載すること。

2 ※2の欄は、精神通院医療の場合に記載すること。

様式第9号（第8条関係）  
 自立支援医療受給者証等記載事項変更届（精神  
 通院医療）

年 月 日

職 氏 名 様  
 届出者 氏 名 ㊟

自立支援医療支給認定申請書及び自立支援医療受  
 給者証に記載された事項の変更について、次のとお  
 り届け出ます。

略			
変	事 項	変更前	変更後
更	略		
内	精神障害者保健福祉手帳		
容	番号		
略			

注  
 1 略

2 略  
 添付書類 略

3 障害者等が受ける指定自立支援医療の種類  
 （育成医療・精神通院医療）について、該当す  
 るものに○を付けること。

4 人工透析を受ける者は、この受給者証と併せ  
 て、健康保険法による特定疾病療養受給者証を  
 医療機関の窓口提出すること。

様式第9号（第8条関係）  
 自立支援医療受給者証等記載事項変更届（育成  
 医療・精神通院医療）

年 月 日

職 氏 名 様  
 届出者 氏 名 ㊟

自立支援医療支給認定申請書及び自立支援医療受  
 給者証に記載された事項の変更について、次のとお  
 り届け出ます。

略			
変	事 項	変更前	変更後
更	略		
内	身体障害者手帳・精神障		
容	害者保健福祉手帳番号		
略			

注  
 1 略

2 現に受けている自立支援医療の種類（育成医  
 療・精神通院医療）について該当するものに○  
 を付けること。

3 略  
 添付書類 略

第2条 鳥取県障害者自立支援法施行細則の一部を次のように改正する。

様式第4号の2中「障害者自立支援法」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に改める。

様式第6号を次のように改める。

様式第6号 削除

様式第11号から様式第13号の4までの規定中「障害者自立支援法」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に改める。

附 則

この規則は、平成25年4月1日から施行する。